第5章　災害廃棄物処理計画

第1節　基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要となる基本的事項を示すものです。本計画を基本として、災害発生後の市民の生活基盤の早期回復と生活環境の復旧に万全を図るものとします。

なお、本計画は、平成 26 年 3 月に改訂された「唐津市地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）」等を参考にしています。

2. 対象廃棄物

本計画では、災害発生に伴い平常時に排出されるごみとは異なる対応が必要となる廃棄物を対象としています。対象廃棄物の概要を表 5-1-1 に示します。

表 5-1-1　対象廃棄物の概要

対象区分	内容
家庭系ごみ	一般家庭及び避難所から発生した家庭系のごみ等
粗大ごみ	災害により多量に発生した廃畳・家具類等
がれき類	建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
適正処理困難物	平常時に収集しないもの、廃家電、アスベスト等
し尿、浄化槽汚泥	一般家庭及び仮設便所からのし尿並びに浄化槽汚泥（以下、「し尿等」といます。）

第2節　基本方針

1. 基本方針

災害廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

◆関連機関等との円滑な協力体制を確保します。
◆災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行います。
◆災害発生時のごみの排出方法、し尿等の収集日程等を周知徹底します。
◆廃棄物の分別を徹底します。
◆処理に当たっては作業者の安全性を確保します。

2. 災害発生時の協力体制の確保

災害発生時における関連機関等との連携の枠組み(案)を図5-2-1に示します。

災害発生時は、本枠組み（案）に沿った上で円滑な協力体制を確保します。

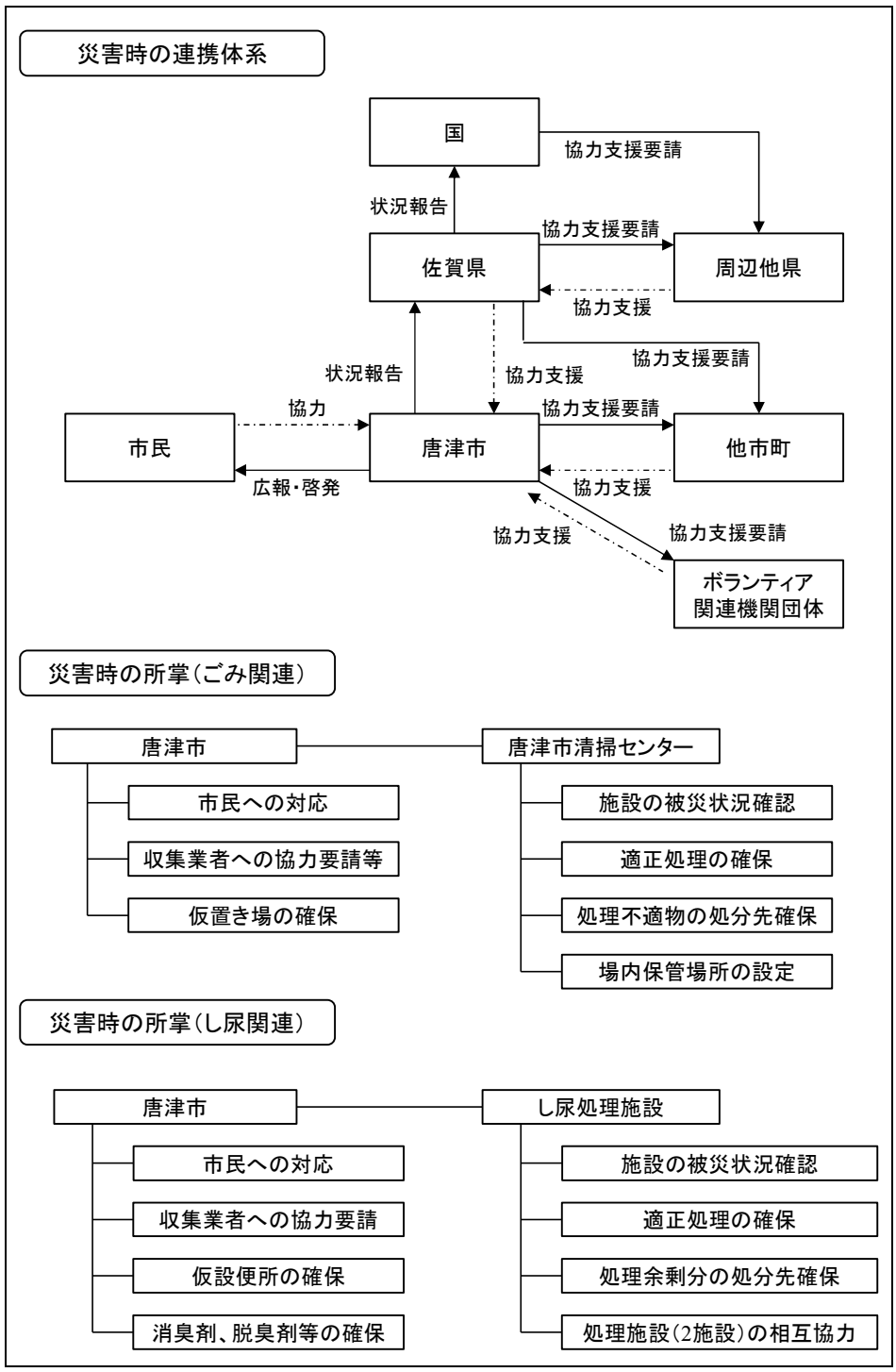

図 5-2-1 災害発生時の連携の枠組み

1）周辺自治体への協力要請

本市は、市の組織・体制を整備するとともに、できるだけ早く正確な被災状況等の情報を把握し県と共有します。また、周辺自治体と調整し、災害発生時の相互応援協力体制を整備します。

なお、平成 26 年 1 月 27 日に糸島市と「災害等における一般廃棄物処理及び火葬に係る相互応援協力に関する協定」を締結しているため、本市において災害が発生した場合は、本協定に基づいて協力要請を行います。

2）民間団体への協力要請

① 本市は、平成 27 年 8 月 31 日に唐松地区環境整備事業協同組合と「災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定」を締結しているため、本市において災害が発生した場合は、本協定に基づいて協力要請を行います。

② 建設機械リース業者に対し、重機等の優先的な貸し出しの協力を要請します。

③ 仮置き場所の用地が不足する時は、必要に応じて仮置きが可能な土地を所有している方にも協力要請を行います。

3. 的確な情報収集の実施

災害廃棄物の迅速な対応を行うために、下記の被災状況の情報を収集します。

◆建物の被災状況（地震時：全壊・半壊等、水害時：床上・床下浸水等）
◆ごみ処理施設、し尿処理施設などの被災状況
◆道路網の被害状況
◆利用可能な施設、機材、車両、人員などの状況
◆がれき・粗大ごみなどの発生量の予測及び処理方法・仮置き場の状況

4. 市民への広報を実施

① 廃棄物の排出方法を市民に理解してもらう必要があるため、災害発生前においてはホームページや市報、行政放送などを活用し広報します。

② 災害時においては、主としてラジオ、公共の掲示板、広報宣伝車などを利用して、ごみの排出方法や場所、排出時期、し尿等の収集依頼方法や収集日程などを広報します。

5. 廃棄物の分別の徹底

災害時に発生する廃棄物は多種多様なものとなるため、可能な限り最終処分する廃棄物を少なくすることを目的に、分別の徹底を周知します。なお、実際に災害が発生した場合は被災の状況にあわせて、分別区分の簡素化を図るなど臨機応変に対応します。

第3節　災害廃棄物の処理方法等

1. 仮置き場

仮置き場の考え方及びレイアウトに関するイメージを表 5-3-1 と図 5-3-1 に示します。

表 5-3-1　仮置き場の考え方

対象区分	短期間	中・長期間
考え方	【一次仮置き場】 災害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に近い場所に設置	【二次仮置き場】 災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選定場所	公園、グランド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園、既存の最終処分場など	

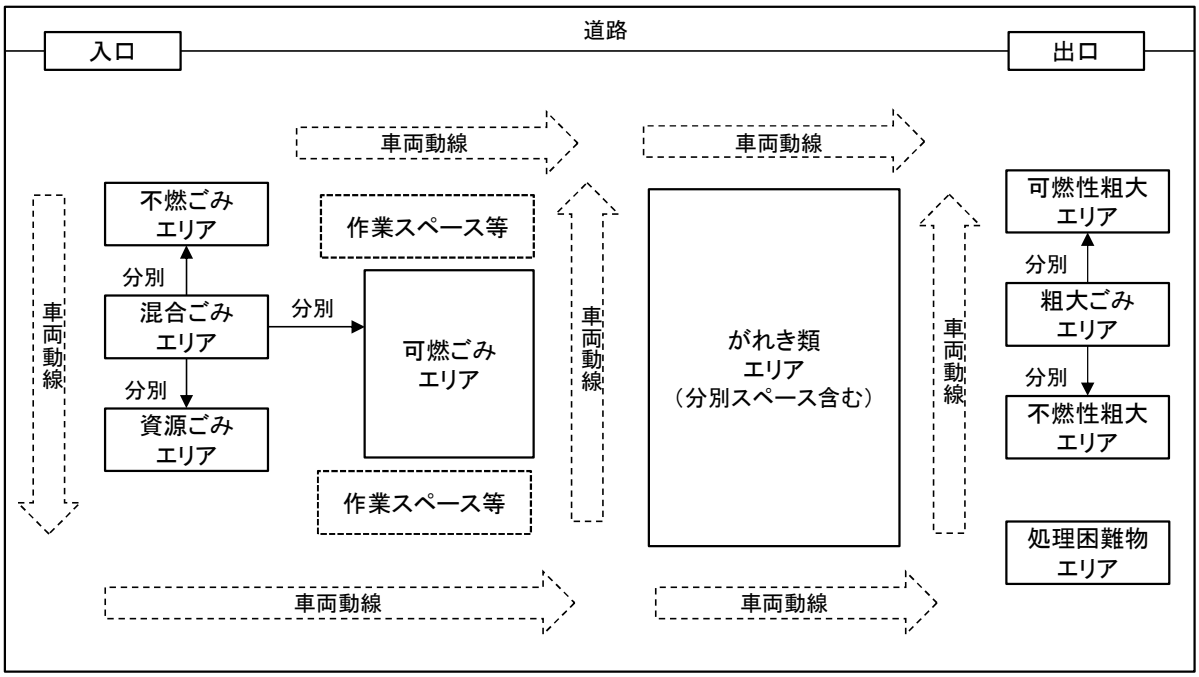

図 5-3-1　仮置き場のレイアウトに関するイメージ

2. 仮置き場の運営方法

仮置き場の運営は、以下に示す点に留意しつつ行います。

【共通事項】
◆搬入・搬出する災害廃棄物を適正に処理します。
◆仮置き場内での作業員や重機などの動線を決め、災害廃棄物を効率的に受け入れます。
◆設定した分別区分に従い、適正な作業を行います。
◆災害廃棄物の処理の優先順位を定め、受入面積を確保します。
◆火災などの事故に十分配慮した作業を行います。
◆粉じん・騒音・悪臭などに配慮した作業を行います。
【災害廃棄物】
◆火災等に配慮し消防との連携を図り、二次災害の発生防止に努めます。
◆消毒剤や消臭剤を用いて、悪臭や害虫の発生を防止します。
◆場合によっては、公共水域への汚水の流入防止措置を実施します。

3. 処理方法

① 家庭系ごみ（粗大ごみ）の収集・運搬及び処理の方法の基本的な考え方を以下に示します。

◆一時的に大量に発生する廃棄物を保管できる仮置き場を設けます。
◆災害により、被害が想定される場所への収集ルートを検討します。
◆路上の廃棄物を優先的に収集します。
◆腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや畳などは早期に処理します。
◆不燃物は、破砕や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減します。

② がれき類を下記のとおり分類し、再生利用可能なものはできるだけ活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分する方針とします。

【分別区分案】
木くず、コンクリート塊、金属くず、有害廃棄物（アスベスト等）、
その他可燃物及び不燃物、分別不可能な混合物

③ 適正処理困難物は、基本的には排出者の責任で受入可能な処理施設で処分します。家電リサイクル法対象品目は、平常時と同様の取り扱いとしますが、災害の状況によっては、仮置き場にて一時保管や収集を行います。

④ し尿等の収集運搬・処理方法の基本的な考え方を以下に示します。

◆被害状況を的確に把握し、許可業者との連携を密にし、処理を行います。
◆避難所のし尿等収集は要請に応じ収集を行います。
◆市単独での処理ができない場合は、県、他市町、民間業者に協力を求めます。
◆し尿等の処理は、原則として本市所管のし尿処理施設で行います。

4. 災害廃棄物の推定方法

災害発生時（特に震災）には、解体建物のがれき等の処理体制、処理計画を検討するうえで、以下の災害廃棄物の発生量の推計が必要です。

1)がれき類の発生量の推定

がれき類の発生量は、「震災廃棄物対策指針」（厚生省、平成 10 年 10 月）を参考に次の推計式により推定します。

○がれき類発生量（ｔ）＝解体棟数×１棟あたり平均床面積×発生原単位

・建物の種類は木造、鉄筋（その他建物含む）、鉄骨の 3 種類とします。

・がれきの種類は可燃物と不燃物とします。

・発生原単位は下表のとおりとします。

構造		がれき発生原単位	
		可燃物系(t/m^3)	不燃物計(t/m^3)
木造	全壊	0.194	0.502
	半壊	0.097	0.251
鉄筋系建物	全壊	0.120	0.987
	半壊	0.060	0.494
鉄骨系建物	全壊	0.082	0.630
	半壊	0.041	0.320

資料：震災廃棄物対策指針（厚生省、平成 10 年 10 月）

2)水害廃棄物の発生量の推定

水害時には、浸水家屋等から多量の粗大ごみ等の水害廃棄物が排出されます。

水害廃棄物の発生量は、「水害廃棄物対策指針」（環境省、平成 17 年 6 月）を参考に次の推計式により推定します。

○水害廃棄物発生量（ｔ）＝係数ａ×床上浸水家屋数＋係数ｂ×床下浸水家屋数

・係数ａ：3.79ｔ/家屋、係数ｂ：0.08ｔ/家屋

3)し尿等の発生量の推定

し尿等の発生量は、避難者数を考慮し次式により推定します。

○し尿等総量（ｋL）＝し尿量（A）＋浄化槽汚泥量（B）

・A）し尿量＝し尿収集必要人口※×し尿発生原単位（2.7L/日・人；本市実績H26）

※し尿収集必要人口＝避難者数＋し尿収集人口（避難者を除きます）

・B）浄化槽汚泥量＝浄化槽支障基数×1 基当たり浄化槽汚泥量（4.592ｋL/基※）

※7 人槽通常型　市町村設置型合併処理浄化槽を想定

5. 被災家屋等に関する解体撤去の手順

災害廃棄物処理事業は、廃棄物処理法第 22 条にて国庫補助の対象となっており、建物の所有者の申請に基づいて、自治体が解体撤去と運搬を発注することができます。国庫補助により被災家屋等の解体・撤去を行う手順を以下に示します。

（国庫補助による解体撤去の実施手順）

①建物の所有者からの解体撤去申請の受付

②り災証明及び固定資産台帳による建物面積等の確認

③家屋の被害程度などに関する現地調査

④解体撤去の決定及び危険性、公益性から解体撤去の優先度の設定

⑤解体業者への発注

⑥解体撤去作業の完了確認

⑦解体業者への支払い

6. 具体的な行動計画の検討

本計画の実効性を確保するためには、具体的な災害廃棄物処理の行動計画について、市役所組織内において情報共有するとともに、関係者に周知しておくことが重要です。

そのため、唐津市地域防災計画や佐賀県の地域防災計画に基づき、本市で災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な被害想定を行って課題等を抽出し、災害時の協力体制、役割分担、仮置き場や処理・処分施設の確保など必要な内容について調査・検討を進めます。また、県や防災関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等と調整を図り、対応策の充実を図ります。